

行政手続等のオンライン化について

担当：行政経営改革・デジタル推進課 森下・中尾（電話 0979-62-9874）

1. 趣旨

令和3年6月1日を基準日として、申請書等の“押印”を廃止しました。

これまでは、申請者が窓口で手続き等を行うことが“日常”でしたが、オンラインによる電子申請システムを導入・活用することにより、行政手続や予約受付がオンライン上で完了するサービスを開始しました。

今回は、「手続きに市役所に行く時間がなかなか確保できない」、「窓口に行かなくても自分自身のスマートフォンで手続きを行いたい」といった子育て世帯のニーズに対応できるよう、子育てに係る手続きの一部をオンライン化しました。

今後は、「書かない」市役所・「行かない」市役所の実現に向けてあらゆる分野において行政手続等のオンライン化を順次拡大させ、市民の利便性を向上させていきます。

2. オンライン化した手続き等

子育てに関する手続き等（10 手続）

【保育施設に係る手続き】

- ・ 認定変更申請書（1,100 件/年）
- ・ 育児休業申請書（170 件/年）
- ・ 求職活動申立書（50 件/年）
- ・ 保育施設転園申込書（90 件/年）
- ・ 希望保育施設等変更届（40 件/年）
- ・ 保育施設退所届（150 件/年）
- ・ 給食不要届（公立保育所用）（20 件/年）
- ・ 保育施設入所に関する証明等申請書（60 件/年）

【その他】

- ・ 長期休業期間限定児童クラブ利用申込書（200 件/年）
- ・ なかつ・こどもいきいきプレイルーム利用申込書（17,000 件/年）



3. オンライン化のメリット

市民等 ⇒ 市民等が窓口に来ることなく、「24 時間 365 日申請可能」

行政 ⇒ 窓口対応に係る時間軽減、データ入力作業が軽減